Ogori News 1

子ども医療費支給制度を始めました

12歳までの入院医療費を助成します

市では、子育て支援の充実を図るため、就学前の児童を対象とする「乳幼児医療費支給制度」に加え、小学生の入院医療費を助成する「子ども医療費支給制度」を4月1日から始めました。

乳幼児医療費支給制度

対象　小学校入学前の乳幼児
本人負担限度額
・3歳未満　　負担なし（入院・通院）
・3歳～就学前　通院　600円／月
　　入院　無料
※3歳以上は保護者の所得制限あり（児童手当に準拠）
医療証　乳幼児医療証（ラベンダー色）

＋ 4月1日から新たに助成を拡大

子ども医療費支給制度

対象　小学校（1～6年生）の児童
本人負担限度額
　入院　500円／日（月7日を上限）
※保護者の所得制限あり（児童手当に準拠）
医療証　発行しません
助成方法　医療機関での医療費支払い後に市に領収書を持参し、申請。翌月に、自己負担との差額を振り込みます。

助成を受けることができる人

小郡市にお住まいで
・健康保険に加入している人
・子どもの保護者の前年の所得が児童手当所得制限限度額以下の人
※生活保護、ひとり親家庭等医療制度など他の公費医療制度の受給資格がある人は、その制度が優先されます

所得制限の目安（児童手当所得制限限度額）

扶養人数	所得額	給与収入の目安
0人	622万	883万3,000円
1人	660万	875万6,000円
2人	698万	917万8,000円
3人	736万	960万
4人	774万	1,002万1,000円
5人	812万	1,042万1,000円

申請に必要なもの

・本人（小学生）の健康保険証
・医療機関の領収書
・通帳（口座番号がわかるもの）
・印鑑
※次の書類は、該当する場合に必要です
○高額療養費に該当する場合
・健康保険からの「高額療養費支給決定通知書」
○付加給付がある場合（健康保険組合、共済組合など）
・療養費支給申請書
○診療年の1月1日に保護者が小郡市在住でない人
・源泉徴収票・確定申告の写しなど所得がわかるもの

小学生が入院したら、領収書は必ず保管してください！申請に必要となります。

申問 国保年金課
医療・年金係
☎72-2111内線422

Ogori News 2

ひとり暮らしの高齢者を見守る

「見守りネットふくおか」の協定を締結しました

市は、ひとり暮らしの高齢者などが地域で安心して生活を続けるために、各家庭を訪問する機会が多い事業者が高齢者などの異変を察知したときに市へ通報する「見守りネットふくおか」の協定を締結しました。

市は通報を受けた場合、職員が訪問したり、事前に登録されている連絡先に確認を行ったりして、安否確認を行います。

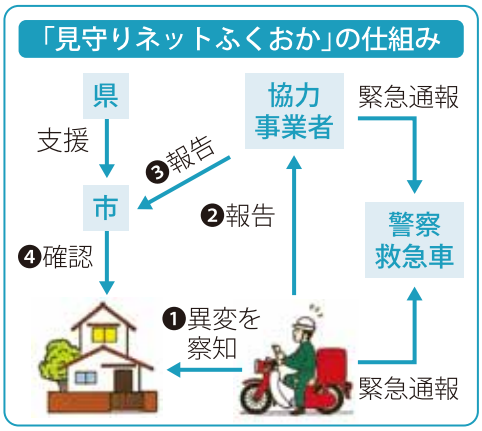

協定を締結した事業者

- ㈱セブンーイレブン・ジャパン太宰府地区（小郡市担当）
- エフコープ生活協同組合太宰府支所（小郡市担当）
- グリーンコープ生活協同組合ふくおか久留米支部（小郡市担当）
- 九州電力㈱甘木営業所
- 日本郵便㈱味坂郵便局（郵便局代表）
- 朝日新聞福岡販売㈱小郡支店（朝日新聞販売店代表）
- 西日本新聞エリアセンター小郡（西日本新聞販売店代表）
- 日本経済新聞小郡販売店（日本経済新聞販売店代表）
- 毎日新聞筑後小郡販売所
- 読売新聞読売センター小郡三沢店

問介護保険課
高齢者サービス係
☎72-2111内線454

Ogori News 3

小郡市防災リーダー（第3期生）認定講習会受講者募集

市は、地域の防災力の向上と災害に強い安全な地域社会をつくるために、災害に対する基礎的な知識を習得し、地域の自主防災活動で自主的・主体的に活動する「防災リーダー」を育成する講習会を行います。

講習会では、災害への備え、自主防災組織についての講義のほか、救命講習や図上訓練などを行います。

なお、講習会の修了者には、「防災リーダー」の認定証を交付し、「防災リーダー」として登録します。

登録者には、防災リーダーの識別、存在の認識を高めるため、防災リーダーの証となるウインドブレーカーを支給します

日時　（1日目）6月8日（日）午前9時～午後5時
（2日目）6月15日（日）午前9時～午後5時30分

会場　あすてらす2階視聴覚室

対象　市内在住で、自主防災組織のリーダーや防災ボランティアとして地域の防災活動に率先して活動する意欲があり、講習会に2日間とも参加できる人

定員　36人（先着順）

申込方法　持参、郵送、ファクスのいずれかで、①「防災リーダー認定講習会」②住所③氏名（ふりがな）④性別⑤生年月日⑥電話番号⑦ウインドブレーカーのサイズ（S・M・L・LL）⑧普通救命講習の受講の有無（経験者は修了証の認定番号も記入）を明記し、申込み

申込締切　5月23日（金）午後5時必着

申問協働推進課
防災・安全係
☎72-2111内線253
F73-4466
〒838-0198
小郡市小郡255-1

平成26年６月請求分から下水道使用料が変わります

問 下水道課管理係（内線342）

４月１日から消費税率が５％から８％に引き上げられたことに伴い、平成26年６月請求分（４・５月使用分）から、消費税額相当額を５％から８％に変更し、計算します。

■下水道使用料の計算方法

汚水量を算出し、決定した汚水量に応じて、下水道使用料料金表で算出します。

※汚水量は上水道のみ利用の場合は上水道の使用量で、井戸水を利用する場合は下表の「井戸水の利用がある場合の汚水排出量」で算出します

(例)水道水を40㎥（２か月）使用した場合

汚水排出量は１か月で20㎥

・基本使用料（０～５㎥）
　1,000円×２か月＝2,000円
・従量使用料（６～10㎥）
　70円×５㎥×２か月＝700円
・従量使用料（11～20㎥）
　190円×10㎥×２か月＝3,800円

小　計	6,500円
消費税相当額　6,500円×８％＝520円	
合　計（10円未満切捨）	7,020円

○井戸水の利用がある場合の汚水排出量（２か月）

世帯人員	井戸水の利用状況	
	井戸水のみ	井戸水・上水道
１人	16㎥	上水道使用水量＋８㎥
２人	32㎥	上水道使用水量＋16㎥
３人以上	48㎥	上水道使用水量＋24㎥

○下水道使用料料金表（１か月）（消費税相当額除く）

区　分	汚水排出量（㎥）	料金（円）
基本使用料	０～５	1,000円
従量使用料超過分（１㎥につき）	６～10	70円
	11～30	190円
	31～100	225円
	101～200	265円
	201～500	320円
	501以上	350円

■下水道使用料の納付方法

下水道使用料は２か月を１期として偶数月の末日までに納付してください。納付方法は「直接納付」と「口座振替」があります。

「直接納付」は、偶数月の15日以降に発送する納付書を納期限内に金融機関またはコンビニエンスストアで納付する方法です。

「口座振替」は金融機関の預貯金口座から偶数月末日に引き落とす方法です。申込みは、市内の金融機関または下水道課で手続きをしてください。

■下水道使用料早見表（２か月分　消費税込み）

汚水量（㎥）	金額（円）	汚水量（㎥）	金額（円）	汚水量（㎥）	金額（円）	汚水量（㎥）	金額（円）	汚水量（㎥）	金額（円）
基本使用料10㎥まで	2,160	25	3,940	45	8,040	65	12,330	85	17,190
		26	4,140	46	8,250	66	12,580	86	17,440
		27	4,350	47	8,450	67	12,820	87	17,680
		28	4,550	48	8,660	68	13,060	88	17,920
		29	4,760	49	8,860	69	13,310	89	18,170
		30	4,960	50	9,070	70	13,550	90	18,410
11	2,230	31	5,170	51	9,270	71	13,790	91	18,650
12	2,310	32	5,370	52	9,480	72	14,040	92	18,900
13	2,380	33	5,580	53	9,680	73	14,280	93	19,140
14	2,460	34	5,780	54	9,890	74	14,520	94	19,380
15	2,530	35	5,990	55	10,090	75	14,760	95	19,620
16	2,610	36	6,190	56	10,300	76	15,010	96	19,870
17	2,680	37	6,400	57	10,500	77	15,250	97	20,110
18	2,760	38	6,600	58	10,710	78	15,490	98	20,350
19	2,840	39	6,810	59	10,910	79	15,740	99	20,600
20	2,910	40	7,020	60	11,120	80	15,980	100	20,840
21	3,120	41	7,220	61	11,360	81	16,220		
22	3,320	42	7,430	62	11,610	82	16,470		
23	3,530	43	7,630	63	11,850	83	16,710		
24	3,730	44	7,840	64	12,090	84	16,950		

※上記料金表には消費税（８％）分が含まれています。